

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物指定令 (昭和四十年政令第二号) (抄)

改正後	改正前
<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法 (以下「法」という。) 別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 一七の二 (略)</p> <p>十八 セレン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>イ 亜セレン酸 $O \cdot O \cdot O \cdot O$ 八二%以下を含有する製剤</p> <p>ロ ホ (略)</p> <p>十九 三十一 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 無機亜鉛塩類。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>イ・ロ (略)</p>	<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法 (以下「法」という。) 別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 一七 (略)</p> <p>十七の二 ストリキニーネ、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤</p> <p>十八 セレン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(新設)</p> <p>イ 亜セレン酸ナトリウム $O \cdot O \cdot O \cdot O$ 一一%以下を含有する製剤</p> <p>ロ ニ (略)</p> <p>十九 三十一 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 無機亜鉛塩類。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 雷酸亜鉛</p>

(傍線の部分は改正部分)

ハ 焼結した硫化亜鉛 (II)

ニ (略)

一の二〜三 (略)

三の二 亜セレン酸 $O \cdot O \cdot O$ 八二%以下を含有する製剤。ただし、容

量一リットル以下の容器に収められたものであつて、亜セレン酸 $O \cdot O \cdot O \cdot O$ 八二%以下を含有するものを除く。

四〜六 (略)

七 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

イ〜ニ (略)

ホ トリス (ジペンチルジチオカルバマト C_6S_2) アンチモ

ン五%以下を含有する製剤

ヘ (略)

八〜三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (略)

(104) (略)

(105)

三 (六・六―ジメチルピシクロ「三・一・一」ヘプターニ
エン―ニール)―二・二―ジメチルプロパンニトリル及びこれ

(新設)

ハ 六水酸化錫^ナ亜鉛

一の二〜三 (略)

三 アセチレンジカルボン酸アミド及びこれを含有する製剤
(新設)

四 アニリン塩類

四の二〜六 (略)

七 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

イ〜ハ (略)

ニ 酸化アンチモン (V) 及びこれを含有する製剤
(新設)

ホ 硫化アンチモン及びこれを含有する製剤

八〜三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (略)

(103) (略)

(104) ジメチルパラシアンフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

(新設)

を含有する製剤

(106) | (略)

(107) | (174) | (略)

(175) | 三―メチル―五―フェニルペンタ―ニ―エンニトリル及びこれを含有する製剤

(176) | (179) | (略)

三十三〽八十五の七 (略)

八十五の八 二―ターシャリーブチルフェノール及びこれを含有する製剤

八十五の九 (略)

(105) | N―(α・α―ジメチルベンジル)―ニ―シアノ―ニ―フェニルアセトアミド及びこれを含有する製剤

(106) | (172) | (略)

(173) | (Z)―「五―「四―(四―メチルフェニルホルニルオキシ)―フェニルホルニルオキシイミノ」―五H―チオフェン―ニ―イリデン」―(ニ―メチルフェニル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤 (新設)

(174) | ニ―メトキシエチル(RS)―ニ―(四―ターブチルフェニル)―ニ―シアノ―三―オキシ―ニ―(ニ―トリフルオロメチルフェニル)プロパノアート(別名シフルメトフェン)及びこれを含有する製剤

(175) | (177) | (略)

三十三〽八十五の六 (略)

八十五の七 二―セカンダリーブチルフェノール及びこれを含有する製剤 (新設)

八十五の八 二―ターブチル―五―(四―ターブチルベンジルチオ)

八十五の十、八十五の十二 (略)
 八十六、九十八の二 (略)
 九十八の三 無水マレイン酸及びこれを含有する製剤。ただし、無水マレイン酸一・二%以下を含有するものを除く。
 九十八の四、百九 (略)

2 (略)

一四一クロロピリダジン一三(二H)一オン及びこれを含有する製剤

八十五の九、八十五の十一 (略)
 八十六、九十八の二 (略)
 九十八の三 無水マレイン酸及びこれを含有する製剤
 九十八の四、百九 (略)

2 (略)